

12月4日(月)から10日(日)は

# 第58回人権週間

育てよう 一人一人の人権意識

—思いやりの心・かけがえのない命を大切に—

法務省と全国人権擁護委員連合会は、世界人権宣言が採択された翌年の昭和24年から毎年12月10日の人権デーを最終日とする1週間を人権週間と定め、人権尊重思想の普及高揚のための啓発活動を全国的に展開しています。

今年の啓発活動重点目標は、タイトルのほか、下記の事項です。

神崎市には、法務大臣から委嘱された8人の人権擁護委員がいらつしやいます。日頃から地域の中で人権擁護に関する活動を行っていただいています。神崎市庁舎、千代田庁舎、脊振庁舎では人権擁護委員による相談所を開設しています。毎月の相談日は「市報かんざき」の相談のページでご確認ください。相談は無料で秘密は守られます。お気軽にご相談ください。

◎問い合わせ先

- ・神崎市役所 総務課  
広報・人権係 ☎ 37 0100
- ・千代田総合支所 総務企画課  
総務企画係 ☎ 44 2111
- ・脊振総合支所 総務企画課  
総務企画係 ☎ 59 2111

○部落差別をなくそう

○障害のある人の完全参加と平等を実現しよう

○高齢者へ大切にする心を育てよう

○子どもの人権を守ろう

○女性の人権を守ろう

○犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう

○刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう

○HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう

○外国人の人権を尊重しよう

○アイヌの人々に対する理解を深めよう

○北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう

○性同一性障害を理由とする差別をなくそう

○ホームレスに対する偏見をなくそう

○性的指向を理由とする差別をなくそう

○インターネットを悪用した人権侵害は止めよう

佐賀地方務局  
佐賀県人権擁護委員連合会

## 筑後川・城原川の整備について

筑後川河川事務所との意見交換

〜いい川、いい地域を目指して 川と地域が連携〜

10月24日、神崎市役所で筑後川・城原川の整備について筑後川河川事務所との意見交換が行われました。市からは、市長はじめ関係部課長、筑後川河川事務所からは所長はじめ関係課長、諸富、大川両出張所所長が出席しました。

河川事務所から筑後川の河川整備についての説明があり、市からは神崎市のまちづくり計画、整備についての説明を行いました。

意見交換では、整備に対する要望や今年の大雨、台風の際に市民の方から寄せられた意見などを伝えました。

また、城原川河川整備事業の要望書を筑後川河川事務所所長へ手渡しました。

〈松本市長〉

また、市民の中には、城原川整備に向けての不安はあるものの、今後市民の生命・財産を守る安全・安心の高い観点を視野に入れ、市民の負託に応えられるような河川整備をお願いして止まない。

河川に親しみながら、市民が楽しめる、子どもにとって思い出となるような河川にしたい。今後この整備が、今日の、また、将来の子どもたちに夢を託していけるような河川として整備していただけるようお願いしたい。



### 〜手をつないで1歩ずつ〜



〈井山筑後川河川事務所所長〉  
事業の前倒しをしても、一刻も早い、川の改修が必要だと感じている。これまでの大雨時の状況では堤防強度も心配である。早めの改修が必要と痛感している。今後とも、市と地域と関係各所の連携の中で、安心・安全な河川整備を進めていくため、情報の共有をお願いしたい。